

## 須賀川市医療費分析等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、須賀川市医療費分析等業務について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、医療費分析等業務に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 件名 須賀川市医療費分析等業務
- (2) 内容 別紙「須賀川市医療費分析等業務仕様書」のとおり。  
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額 金8,096,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であることを留意すること。

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年度の須賀川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日から契約日までの間、須賀川市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第29号）に違反しない者であること。
- (6) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請けとして受注し、完了した実績を有すること。
- (7) 本提案募集の趣旨を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。特に医療費分析の結果を読み取り、須賀川市と共有した上で、課題の解決に資する応用的な分析を提案するなど、主体的な取り組みができる者であること。
- (8) 事業を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。

#### 4 参加表明書の提出及び参加の辞退

##### (1) 提出期間

令和6年5月27日（月）9時から令和6年6月14日（金）17時まで

##### (2) 提出方法

プロポーザル参加表明書（様式1）と業務実績書（様式2）に必須事項を記載の上、持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日祝日を除く平日（以下、「開庁日」という。）の9時から17時までとし、郵送の場合は6月14日（金）17時必着とする。

##### (3) 参加辞退

参加者は、企画提案書の提出期限までの間、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、本プロポーザルを辞退することができる。

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

令和6年5月27日（月）9時から令和6年6月7日（金）17時まで

##### (2) 提出方法

- ・質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

##### (3) 質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和6年6月11日（火）17時までに、須賀川市ホームページにて随時公開する（ただし、質問者名は公表しない。）。なお、各質問者へ個別には回答しない。

#### 6 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提案件名

「須賀川市医療費分析等業務」

##### (2) 提案内容

ア 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえた上で作成し、提出すること。様式は任意とし、A4サイズ8枚以内とする（表裏16頁、表紙含む。なお、印刷はモノクロ・カラーを問わない。）。  
イ 見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

##### (3) 提出要領

###### ア 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・会社概要（パンフレット等で可）
- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務工程表

・業務実施体制調書（様式4）

イ 提出部数

10部（企画提案書、見積書、業務工程表、業務実施体制調書はインデックスを付け、ファイル等により左綴じで製本すること。なお、プロポーザル届出書、会社概要は各1部の提出とし、製本は不要。）

※正本1部・副本9部とし、副本は正本の写しで差し支えない。

ウ 提出期限

令和6年7月1日（月）17時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、開庁日の9時から17時までとし、郵送の場合は7月1日（月）17時必着とする。なお、信書に該当するという認識のもと、特定信書便など信書の発送が可能な手段であれば、宅配便による提出も可とし、その場合の提出期限は郵送の場合と同様とする。

オ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

カ その他

・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。

・企画提案書の提出は1者につき1案とする。

7 プレゼンテーション

参加者は企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1)実施日時 令和6年7月8日（月）

ア 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

(2)説明時間等

1 応募者の説明時間は15分以内とし、その後15分程度の質疑の場を設ける。

(3)企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

(4)その他

ア プレゼンテーションにおいて使用する投影モニター（HDMI接続）は須賀川市で準備する。モニターへ接続するPC及びソフトウェア等は、応募者において準備すること。

イ 審査当日の資料の配付や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止とする。

## 8 契約予定業者の選定方法

### (1) 選定方法

ア 提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。

イ 受託候補者の選定に当たり、評価点と同点の者が2以上あるときの対応

(ア) 提案者それぞれの評価点が同じで見積価格が異なる場合、見積価格が低いものを上位とする。

(イ) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、須賀川市職員が変わってくじを引き、順位を決定する。

ウ 有効な提案者が1者のみのときは、評価点が350点以上であり、須賀川市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

### (2) 選定結果の通知、公表

選定結果については、速やかに須賀川市ホームページ上で公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 見積価格が委託上限額を上回る場合

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) その他、須賀川市が不当な要求や不正行為があったと認めた場合

## 10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 その他

(1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用するものではない。

(2) 須賀川市情報公開条例（平成10年6月24日条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び

参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

## 12 問い合わせ先、書類の提出先等

担 当：須賀川市市民福祉部保険年金課国保給付係

住 所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地

電 話：0248-88-9135

(受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

Eメール：nenkin@city.sukagawa.fukushima.jp

## 13 日程 (案)

実施要領の公表	令和 6 年 5 月 27 日 (月)
質問受付期間	令和 6 年 5 月 27 日 (月) ～令和 6 年 6 月 7 日 (金)
質問回答	令和 6 年 6 月 11 日 (火)
参加表明書提出期間	令和 6 年 5 月 27 日 (月) ～令和 6 年 6 月 14 日 (金)
企画提案書提出期間	令和 6 年 6 月 17 日 (月) ～令和 6 年 7 月 1 日 (月)
プレゼンテーション審査	令和 6 年 7 月 8 日 (月)
審査結果通知	令和 6 年 7 月中旬 (予定)
契約締結	令和 6 年 7 月中旬 (予定)